

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	法令等の違反に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、社会福祉法人（主たる事務所が町の区域内にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該町の区域を越えないものに限る。）が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 10 号及び別表第 29 第 10 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉法人の業務停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、社会福祉法人（主たる事務所が町の区域内にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該町の区域を越えないものに限る。）が法第 56 条第 2 項に基づく命令に従わないときは、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 11 号及び別表第 29 第 11 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉法人の解散命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、社会福祉法人（主たる事務所が町の区域内にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該町の区域を越えないものに限る。）が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 12 号及び別表第 29 第 12 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公益事業及び収益事業の停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 57 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 57 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、法第 26 条第 1 項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人（主たる事務所が町の区域内にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該町の区域を越えないものに限る。）につき、次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 13 号及び別表第 29 第 13 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	補助金等の返還命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 58 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 58 条第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>社会福祉法人に対する助成がなされたときは、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人が社会福祉法第 58 条第 2 項に規定されている次の措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>(2) 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>(3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉事業経営の許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 72 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 72 条第 1 項、第 73 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、法第 6 2 条第 1 項、第 6 7 条第 1 項若しくは第 6 9 条第 1 項の届出をし、又は第 6 2 条第 2 項若しくは第 6 7 条第 2 項の許可を受けて町の区域内で行われる隣保事業を経営する者が、第 6 2 条第 6 項 (第 6 3 条第 3 項及び第 6 7 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による条件に違反し、第 6 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 6 8 条若しくは第 6 9 条第 2 項の規定に違反し、第 7 0 条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、第 7 0 条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は法第 6 2 条第 2 項若しくは第 6 7 条第 2 項の許可を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 10 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日